

交通事故被害者の会

第9号 2002年8月20日(年3回発行) TEL 011-233-5130 FAX 011-233-5135

E-mail hk-higaisha@nifty.com ホームページ <http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/>

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事故被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。年3回の会報が送られ、毎月10日(土日の時は次の日)10時からの例会に参加できます。例会時に電話相談も受け付けています。

発行 北海道交通事故被害者の会
代表 前田 敏章
編集人 前田 敏章 内藤 功
水野 美代子 富岡 裕子
事務局 〒060-0001 札幌市中央区北1
西9 ノースキャピタルビル4階

2002/5/18 札幌ガーデンパレス

講演記録

いのちの重さを伝えるために 悪質交通事故で子ども二人を失って

講師 井上保孝、郁美ご夫妻



プロフィール

1999年11月28日、東名高速道路で酒酔い運転の大型トラックに追突され、当時3歳と1歳の子ども2人を焼死させられる。悪質交通事犯の量刑見直しを訴えて、全国の交通事故遺族らとともに署名運動を展開し、2001年11月成立の「危険運転致死傷罪」新設に尽力。飲酒運転撲滅と命の大切さを伝えるために精力的に活動中。著書に「永遠のメモリー」(河出書房新社)がある。千葉県在住。

■ 1999. 11. 28.

私達夫婦は箱根に1999年11月27日から1泊の予定で旅行に参りました。その帰り道の午後3時半頃、東名高速の川崎料金所を過ぎたところで、後ろから追突されて車は炎上し、娘二人は後ろから出ることが出来ずに焼死しました。私自身何とか引っぱり出されたのですが大やけどを負いました。私は助手席に座って寝ており、その当時は何もわかりませんでした。すぐに救急車で運ばれたのですが、25%は熱傷3度、植皮が必要ということで3ヶ月あまり入院しました。今もリハビリを続けています。

■ 加害者は飲酒運転の常習者

最初に飲酒運転だったと聞いて、お酒を売っていない高速道路で、しかもまだ明るい時間に、なぜ飲酒運転のトラックが走っているのか、疑問に思いました。捜査状況を聞いたのですがあまり詳しく教えてくれない。それよりも、マスコミの方から次のことを教えて頂きました。

前日フェリーの中に酒を持ち込んで、700mlくらいのウイスキーの6割近くを飲んでいました。フェリーを下りた翌日の朝、東京の近くまで運転してきて海老名サービスエリアで残りのウイスキーと、前日買っていた缶入り焼酎飲料、約250mlを飲み干し、1時間ほどの仮眠を取って再びハンドルを握ったそうです。そして、高速道路の三車線を跨

ぐようにジグザグ運転をして、「あのトラック危ない」という目撃のドライバーが何人もいたにもかかわらず、トラックを止めることが出来ず、結果的に私たちの乗用車に衝突し炎上して止まった。

裁判の中で、加害者は、飲酒運転は過去10年以上常習としていたこと、最初は寝酒として持ち込んでいたが、最近では昼食時にも飲んで、わずかな仮眠を取って運転していたということが明らかになりました。

■ 「過失」で懲役4年 命の重みを反映しない法律

東京地裁では、求刑が懲役5年、判決は懲役4年でした。罪名の業務上過失致死傷罪というのは、うっかりとか、誤ってとかというような過失なのです。

疑問に思ったのは、この様に飲酒して車を運転し、人を殺してしまう、こういうことがなぜ過失なのか。それからもう一つは、人の命を奪った場合、殺人罪の場合は死刑、無期懲役あるいは最高15年の有期刑という重い罪があるのに、業務上過失致死傷罪というのは最高刑で5年、併合罪を入れても7年が限度。私たちから見れば全く同じように殺されているのに、こういう違いがあってもいいのだろうかということ。命の重みがもっと法律に反映されるべきと感じました。

一審判決の後、検察側が東京高裁に控訴しましたが、異例といわれました。一審の4年というのは求刑5年の八掛けで満額、非常に重いと。でも我々はとても命の重さが反映された判決だとは思えませんでした。

■ 刑法改正の署名活動

今日この会場にも来ています鈴木共子さん、この方も一人息子さんを、飲酒、無免許、無保険、無灯火、警察のパトカーを振り切って暴走した車に後ろから撥ねられ即死させられています、命の重みを反映される法律にと、署名活動を行っていることを知り、私たちもこれに賛同し合流しました。

2000年9月、初めて東京町田というところで街頭署名を始め、メールやインターネットを通じて協力を呼びかけました。北海道交通事故被害者の会からも、約4000名の署名を頂きました。この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。

千葉、大阪、東京上野、盛岡など各地で街頭署名を重ねるに従い、関心が広がり、励ましの言葉や、ボランティア協力などもいただきました。2000年11月、当時の法務大臣に約16万名の署名簿を提出しました。その時、法務大臣は、重く受け止め、研究者を海外に派遣すると発言。我々は手応えを感じさらに全国的に進めました。多くの方が、自分自身がもし事故に遭ったら、もし事故を起こしたらという気持ちになって、この活動をとらえてくれたことが、大きな力にもなりました。

しかし一方で、そんなに簡単に法律が変わると思っていませんでした。時間が年単位でかかると。ところが、署名簿を2回目、3回目と出すに従って、法務大臣の対応が、本当にこれは早急にやらなければならないというように変わってきました。被害者の声を聞かなければいけないということもおっしゃっていただき、私たちも意見交換会という形で被害者、遺族の声を代弁させてもらいました。



■ 「危険運転致死傷罪」成立

昨年の11月、累計で37万4339名の名簿を今の法務大臣に提出させて頂きました。そして2001年11月28日、刑法の改正が行われ、危険運転致死傷罪という罪名が新設されました。危くしくも11月28日は、娘の命日でした。これも、自己主張の強かった娘たちが、自分のことを永遠に覚えていて欲しいという強いメッセージだったのではないかと思います。

危険運転致死傷罪は、酒酔い運転、スピード違反、

故意に行う幅寄せ、割り込み、あおり、信号無視で人を死なせた場合は最高でこれまでの3倍の懲役15年、傷害を負わせた場合は懲役10年ということで、罰金刑や略式起訴は無くなりました。悪質な交通事故犯は過失ではなく交通犯罪であることが法的にも認められたと思います。

改正刑法が施行されて、3月25日までの累計で、全国で50件の危険運転致死傷罪の適用があったそうです。つい最近栃木で、加害者が泥酔して信号で前の車に追突、被害者は2週間の軽傷でしたが、これに危険運転致死傷罪を適用して、懲役1年4ヶ月の実刑判決というケースがありました。かなり厳しくされつつありますが、まだ適用にばらつきがありますので、見守っていきたいと思います。

■ 被害者が声をあげること

交通事故の被害者というのは突然被害に遭い、混乱した中で事態が進んでいくわけですから、いつのまにか声を上げる機会を失ってしまいます。

そういう中で私たちが学んだ事は、被害者が声を上げることの大切さです。声を上げないと何もわかってもらえない。最近、札幌でもPTSDが認知されるという裁判がありました。私自身も振り返ってみますと、事故の後ずっと病院にいたのですが、帰ってきて子どもたちの遺品、子どもたちが遊んでいたおもちゃ、座っていたイス、こういった物を片づけていて突然、大声で二人で泣き出しました。今この話をする時にはどうしても涙が出てしまって申し訳ないのですが。あるいは、テレビの中で車が炎上しているシーンを見ると、穏やかではいられないという症状をいまだに起こします。心の傷というのは、お話をしないと外からは決してわかってもらえないと思います。

声を上げなければと思ったもう一つのことは、法曹界の中で自分たちの「常識」がおかしいということを理解していないことです。最近、犯罪被害者給付金制度の改正とか少年法の改正だとか、被害者の立場に立った法律の改正が行われてきていますが、被害者の立場や苦しみが理解され、改善されるような法改正であって欲しいと思います。

■ 飲酒運転の撲滅を

これから行うべきと思っていることの一つは、飲酒運転の撲滅です。実は、飲酒運転というのは日常茶飯事で、まだまだ行われている実態が報道されています。法律が出来ても、一人一人の運転手の意識が変わらなければ事故は減りません。とにかく酒を飲んだら運転してはいけない、飲酒運転は悪質な犯罪なのだ、たえず心の片隅に持っていなければなりません。

■ 千葉県の交通安全条例

千葉県は、北海道に次いでワースト2、3位というような交通事故死者数が多いところで、昨年、交通安全条例が出来ました。制定の過程で、やはり被害者遺族の意見を聞くべきだと現在の知事が指示をされまして、飲酒運転について、居酒屋とか酒を提供する側にもかなり厳しくなるなど具体的な内容が盛り込まれています。また、この条例のキャンペーンを知事や県警本部長、千葉県議会の議長などが陣頭に立って行っています。私たちも協力させて頂きました。

※ このあとは、郁美さんがスライドを使ってお話しされました。一部を紹介します。

■ 「生命のメッセージ展」

飲酒運転など悪質な違反や事故を何度も起こしているドライバーにとっては、厳罰に処されると、自分のせいで家庭も滅茶苦茶になってしまうかもしれないと考える一般的な抑止効果も期待できます。しかし同時に、もっと人間としての根元的なことについても研究しなければと思います。

命の大切さ、重さというものが、すごく希薄になり、簡単に人の命が奪われてしまう。これは交通事故に限りません。人の命を何とと思っているのかという悲痛な思いから、鈴木共子さんの発案で始めたのがこの会場のすぐ近くで開催されている、「生命のメッセージ展」です。

ここに展示されている理不尽に命を奪われた人たちのパネルは、ほんの氷山の一角です。数の上ではどうしても交通事故の犠牲者が多いのですが、リンチ殺人や強盗殺人など事件の犠牲者、あるいはいじめによって自殺に追い込まれてしまった少女の展示もあります。写真やメッセージ、亡くなった人が履いていた靴を見て感じ取ってください。

■ 小学校で「命の授業」

命の重さ、大切さを伝える授業をということで、千葉市の小学校5年生、約60名を対象に交通安全特別教室をさせて頂きました。

娘たち、それに同じ千葉県で亡くなられた方とあわせ3人の等身大人型パネルを教材に使って、亡くなってしまった命、その3人がどんな性格だったか、家族はどんなに悲しんだか、事故がどういうふう起きてしまって、どうして事故が無くならないといけないのか、ということをお話させて頂きました。

小学生のみなさんに私たちの話が伝わるか心配だったのですが、当日は音一つたてずにみなさん真剣に聞いて下さいました。後半は時間をさいて作文を書いてもらいました。私たちは彼ら一人一人に家庭へのメッセージになって欲しい、お父さんやお母さんも、子どもにこんな風に言われたら、安全運転をしなければと気持ちを改めて引き締めるのでは

ないか、そういう願いを込めて企画をしました。

■ 最後に

(郁美さん) 娘たちはたった3歳7ヶ月、2歳11ヶ月という短い命を駆け抜けるように私たちの元から去って行ってしまいました。でも、亡くなって生きる命もあると最近思えてなりません。理不尽に命を奪われてしまった人のことを知っていた人、彼女や彼を愛していた家族が、声をあげ語り続けることによって生かされる命もあると・・・。

事故から2年半経ちますが、一日とて奏子や周子の存在を感じなかった日はありません。それはおそらく、これから死ぬまで続くのではないかと考えています。同じように理不尽に命を奪われてしまった人たちが沢山います。どうかこの人たちの事を知って、どうか忘れないで下さい。

(保孝さん) 何の罪も無く将来のある子どもたちが、ルールを守らない大人の犠牲になって短い生涯を終えなければいけない、そういう世の中は絶対に無くしていかなければいけない。これは私たち大人の責任だと思います。

私たちの話が少しでも心に残り、悪質な交通事故が無くなるように、ここ北海道で活動をしていって頂ければと思っています。私たちもそうしたいと思っています。ご静聴ありがとうございました。

~~~~~  
※講演記録をもとに編集者の責任でまとめました

## 参加者の声

**せ** ひこういう活動で、交通事故の問題、そして命のことを、子どもたちが考えていく場を作って行って欲しい。毎年何人も人が命を落としているのだから、その人たちの声を結集し、理解したらもっと命についての考えが深まるのではない。(札幌市 男性)

**こ** れからも、何も言えずに亡くなられた方たちの代弁者として頑張ってください。かなちゃん、ちかちゃんは、お二人の子どもで幸せだったのだなあと思いました。今日はありがとうございました。(札幌市 女性)

**北** 海道でも幹線沿いに居酒屋が目立つ。ススキノに車で来ている人も多い。飲食店でもお客さんに運転の有無を確認してお酒を出すことでできれば飲酒運転も相当減らせるのでは。飲酒運転に寛容な北海道で何か具体的な活動ができれば、全国にも波及すると思う。

(札幌市 男性)

**業** 務上過失致死傷罪で処理されるあいまいな法律では事故は減らないでしょう。クルマ社会独自の法律を新設・整備する必要性を強く感じます。正確な事故状況が把握できる器機の開発や装着の義務化の早期実現を強く望むものです。(札幌市 男性)

## 2002年定期総会

### 「交通犯罪撲滅、交通事故被害ゼロ、被害者支援のための要望書」を決める



5月17日、第3回目を迎えた定期総会が、札幌ガーデンパレスで行われました。従来の講演会の他に「メッセージ展」

を同時開催するという慌ただしい中でしたが、20名の出席がありました。来賓の道警交通部交通企画課長、北森繁様、道交通安全協会常務理事、村井謙様のご挨拶を受けたあと、伊藤博明さんを議長に議事が進められました。

2001年の活動報告、決算報告が承認され、2002年の活動計画、予算案も提案どおり承認されました。活動計画の中では新たに「交通犯罪撲滅、交通事故被害ゼロ、被害者支援のための要望書」(一次案)が提案、了承され、今後各方面に働きかけていくことになりました。役員改選は代表、副代表の4人が揃って再任されました。

現在の役員、世話人は以下の方です。

| 役職名(担当) | 氏名     | 住所     |
|---------|--------|--------|
| 代表(会報)  | 前田 敏章  | 札幌市西区  |
| 副代表(総務) | 小野 茂   | 札幌市白石区 |
| 副代表(会計) | 内山 孝子  | 札幌市東区  |
| 副代表(会報) | 内藤 功   | 札幌市中央区 |
| 世話人(HP) | 富岡 裕子  | 札幌市東区  |
| 世話人(監査) | 二宮 章起  | 札幌市南区  |
| 世話人(会報) | 水野美代子  | 札幌市南区  |
| 世話人(HP) | 松井 美香  | 札幌市白石区 |
| 世話人(相談) | 佐川 昭彦  | 札幌市豊平区 |
| 世話人(書籍) | 宮坂めぐみ  | 札幌市中央区 |
| 世話人(相談) | 荻野 京子  | 札幌市清田区 |
| 世話人(相談) | ※水野 親  | 札幌市南区  |
| 世話人(相談) | ※内藤 裕次 | 札幌市中央区 |
| 世話人(総務) | ※佐藤 京子 | 札幌市北区  |
| 世話人     | 長瀬 初美  | 旭川市    |
| 世話人     | ※伊藤 博明 | 深川市    |

※印は、前回以降新しく  
加わった世話人です



### 第1回、けがをされた方の交流会

5月18日の総会に、初めて、けがをされた方の交流会を開催することができました。

けがをされた人の相談を受けている人、交通事故でけがをされたひと、家族を亡くされた遺族の方の出席で始まりました。

「生命のメッセージ展」に来札されたジャーナリストの柳原三佳さんが特別ゲストで出席してくださり、第1回の交流会は意義あるものになりました。柳原さんは、構造的な問題だと思っていると話され、京都のN G Oで後遺症の診断を無料でしている医師の紹介、裁判で介護料を請求している人のお話を具体的にしてくださいました。

以下は参加者の発言です。

◆ 軽傷でも後遺症が残り、誰にも理解されない苦しみがある。◆ 病院から診断書がなかなかもらえない。◆ 弁護士が依頼者の希望どおり動いてくれない。◆ 自算会の後遺症診断が低すぎるのではないかな。◆ 医師に再度頼んだら身体障害者の級が上がった。◆ 職場からの帰宅途中であれば労災も認められる。◆ 同じような悩みを持っている人との意見、情報交換の場が欲しい。◆ 女性は年齢が高いと更年期障害で片づけられる。◆ 救いを求める人が、早く解決するように。◆ 交通事故のけがを総合的に診断できる医師がほしい。◆ 交通事故の被害者が調停、裁判で苦しめられているという現状がある。◆ 良い弁護士を紹介してほしい。

◆ 当たり前の補償が支払われない傾向にあるのではないかな。



短時間でしたが、たくさんの意見が出され、今後交流を継続してほしいという希望も述べられました。  
(荻野京子記)

※ これを契機にその後も貴重な体験交流会が行われています。予定等については事務局にお尋ね下さい。

